ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第二項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十二年十月六日

中国経済産業局長　井辺　國夫

一　件名　岡山ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十二年十月二十七日　午後二時から

三　場所　岡山市男女共同参画社会推進センター会議室A（岡山県岡山市北区表町三丁目十四番一）

四　事案の要旨

1　ガス料金の変更、原料費調整制度に係る指標の変更等

2　詳細は、中国経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（広島県広島市中区上八丁堀六番三十号）及び岡山ガス株式会社の本社（岡山県岡山市中区桜橋二丁目一番一号）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した中国経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「岡山ガス関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十二年十月十三日までに中国経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号七三〇―八五三二　広島県広島市中区上八丁堀六番三十号）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、中国経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、往復はがき（住所、氏名及び「岡山ガス関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十二年十月十三日までに中国経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課に到達するよう申し込むこと。

なお、申し込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

中国経済産業局長　殿

届出者　氏　名（ふりがな）

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

岡山ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

公　告

諮　事　項

国営土地改良事業の工事完了の公告

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、平成22年３月31日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第３項の規定に基づき公告する。

平成 22 年 10 月６日

農林水産大臣　鹿野　道彦

記

国営野洲川沿岸土地改良事業（農地防災）

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２２年（家）第１９７号

長野県長野市三輪４丁目５番８号

申立人　宮下　由則

本籍長野県上田市長瀬1490番地、最後の住所長野県上田市長瀬1490番地　県営住宅、死亡の場所長野県小諸市、死亡年月日平成22年６月17日、出生の場所長野県上水内郡七二会村、出生年月日昭和20年３月６日、職業無職

被相続人　亡　堀込　節子

事務所長野県上田市上塩尻219番地５

相続財産管理人　瀬在　武彦

長野家庭裁判所上田支部

平成２２年（家）第１０４５号

岐阜県岐阜市河渡２丁目277番地１　ベルエポック水谷２Ａ号室

申立人　高橋　早苗

本籍大阪府大阪市福島区玉川２丁目46番地、最後の住所岐阜市河渡２丁目277番地１　ベルエポック水谷２Ａ号室、死亡の場所岐阜県岐阜市、死亡年月日平成21年10月６日、出生の場所兵庫県川辺郡長尾村、出生年月日昭和23年８月５日、職業不詳

被相続人　亡　若生　愼一

事務所岐阜県岐阜市今小町３番地

相続財産管理人　弁護士　足立　　洋

岐阜家庭裁判所

平成２２年（家）第７０７９９号

大阪市西成区南津守５丁目２―68

申立人　メゾンアロー管理組合

本籍大阪府寝屋川市中木田町978番地１、最後の住所大阪市西成区南津守５丁目２番68―606号、死亡の場所大阪市西成区、死亡年月日平成22年３月11日頃から20日頃までの間、出生の場所大阪府寝屋川市、出生年月日昭和28年５月23日、職業不詳

被相続人　亡　臼井　　孝

事務所大阪市北区西天満４―11―22阪神神明ビル302

相続財産管理人　弁護士　大場めぐみ

大阪家庭裁判所

平成２２年（家）第７０８９１号

大阪府守口市桜町９番１号

申立人　髙雄　浩介

本籍大阪府門真市垣内町302番地、最後の住所大阪府門真市垣内町15番24号、死亡の場所大阪府寝屋川市、死亡年月日平成22年７月16日、出生の場所大阪市南区、出生年月日大正８年２月16日、職業無職

被相続人　亡　高下美代子

事務所大阪市北区西天満４―11―22阪神神明ビル302

相続財産管理人　弁護士　大場めぐみ

大阪家庭裁判所

平成２２年（家）第１１３９号

愛知県日進市栄５丁目305　ダイアパレス日進716

申立人　居野上卓司

本籍愛媛県松山市大街道３丁目８番地７、最後の住所神戸市北区花山東町１番２―802号、死亡の場所神戸市北区、死亡年月日平成21年８月17日、出生の場所京都市上京区、出生年月日昭和５年９月19日、職業無職

被相続人　亡　居野上和雄

事務所神戸市中央区八幡通４丁目１番38号東洋ビル901号井口司法書士事務所

相続財産管理人　井口ひろみ

神戸家庭裁判所